



平成 24 年 1 月 31 日
関東財務局東京財務事務所

都内地域金融機関等における中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（法施行日から平成 23 年 9 月末までの実績）

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法。以下「法」という。）」に基づき、法の対象となる金融機関は、法第 4 条から第 6 条までの規定に基づいてとった措置を行政庁に報告することとされております。

今般、東京財務事務所所管の都内地域金融機関等における法施行日（平成 21 年 12 月 4 日）から平成 23 年 9 月末までの貸付条件の変更等の状況を集計いたしましたので、その結果を公表いたします。

対象金融機関数（都内）

5 1 金融機関（平成 23 年 9 月末現在）

地域銀行	4 行
信用金庫	2 3 金庫
信用組合	2 1 組合
労働金庫	1 金庫
信農連・信漁連	2 連合会

【お問い合わせ先】

関東財務局東京財務事務所

理財第 1 課（地域銀行、信用金庫、労働金庫、信農連・信漁連担当） TEL03-5842-7014

理財第 2 課（信用組合担当）

TEL03-5842-7017

都内地域金融機関等における中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について (法施行日から平成23年9月末までの実績)

1. 債務者が中小企業者である場合

債務者が中小企業者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が97.7%、実行率②が91.6%となっています。

上段は件数、下段()内は金額(単位:億円)

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率①※3 (B)/[(B)+(C)]	実行率②※4 (B)/(A)
地域銀行(4) ※1	31,588 (9,661)	28,172 (8,745)	1,169 (358)	1,079 (268)	1,168 (289)	96.0%	89.2%
信用金庫(23)	192,125 (33,995)	176,657 (31,374)	3,840 (644)	4,792 (890)	6,836 (1,085)	97.9%	91.9%
信用組合(21)	22,173 (4,950)	20,394 (4,492)	304 (121)	672 (163)	803 (173)	98.5%	92.0%
労働金庫(1)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	100.0%	100.0%
信農連・信漁連(2) ※2	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	100.0%	66.7%
合計(51)	245,890 (48,609)	225,226 (44,613)	5,313 (1,123)	6,543 (1,322)	8,808 (1,548)	97.7%	91.6%

※1 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行をいう。以下同じ。

※2 信農連、信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。以下同じ。

※3 実行率①＝実行件数／(実行件数＋謝絶件数)。以下同じ。

※4 実行率②＝実行件数／申込み件数。以下同じ。

※5 記載金額は、億円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計額と一致しない場合がある。以下同じ。

※6 左端の欄中の()内は23年9月末時点の金融機関数。以下同じ。

※7 件数は、貸付債権ベース。以下同じ。

都内地域金融機関等における中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
(法施行日から平成23年9月末までの実績)

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

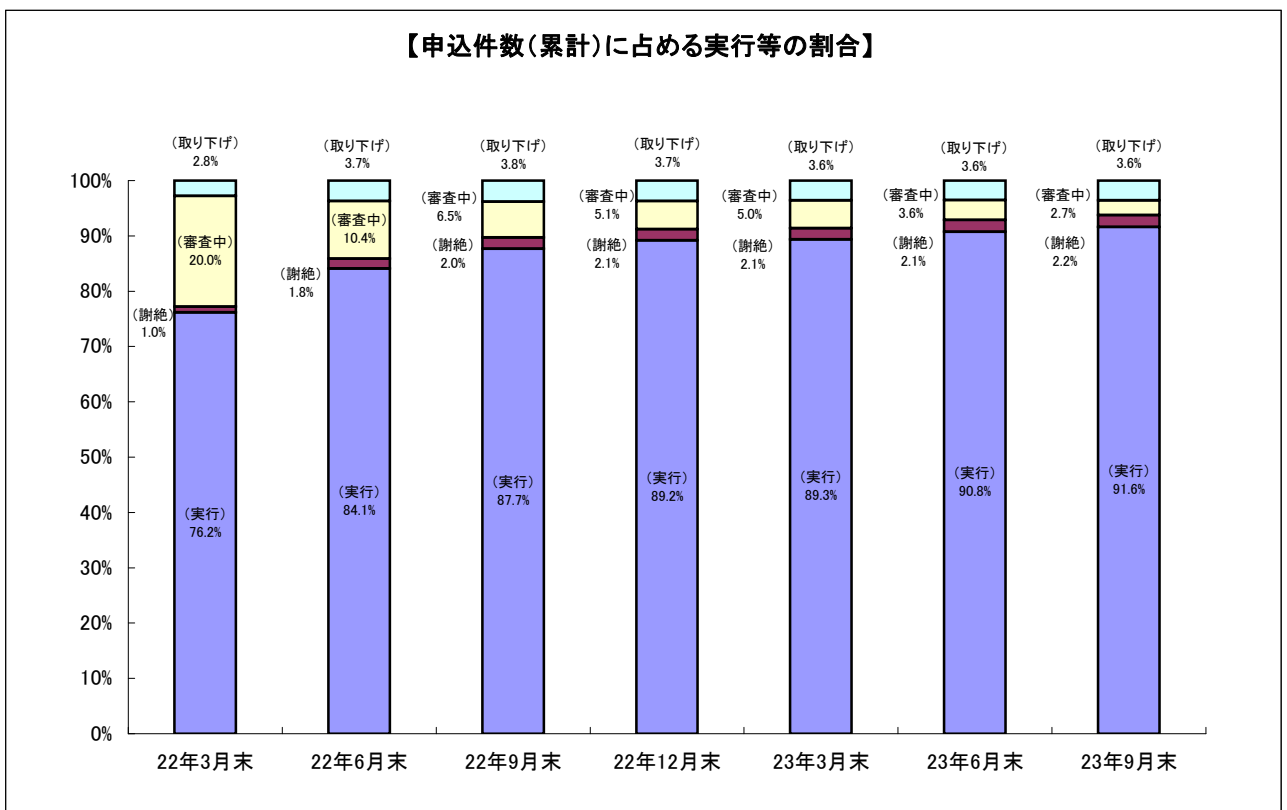
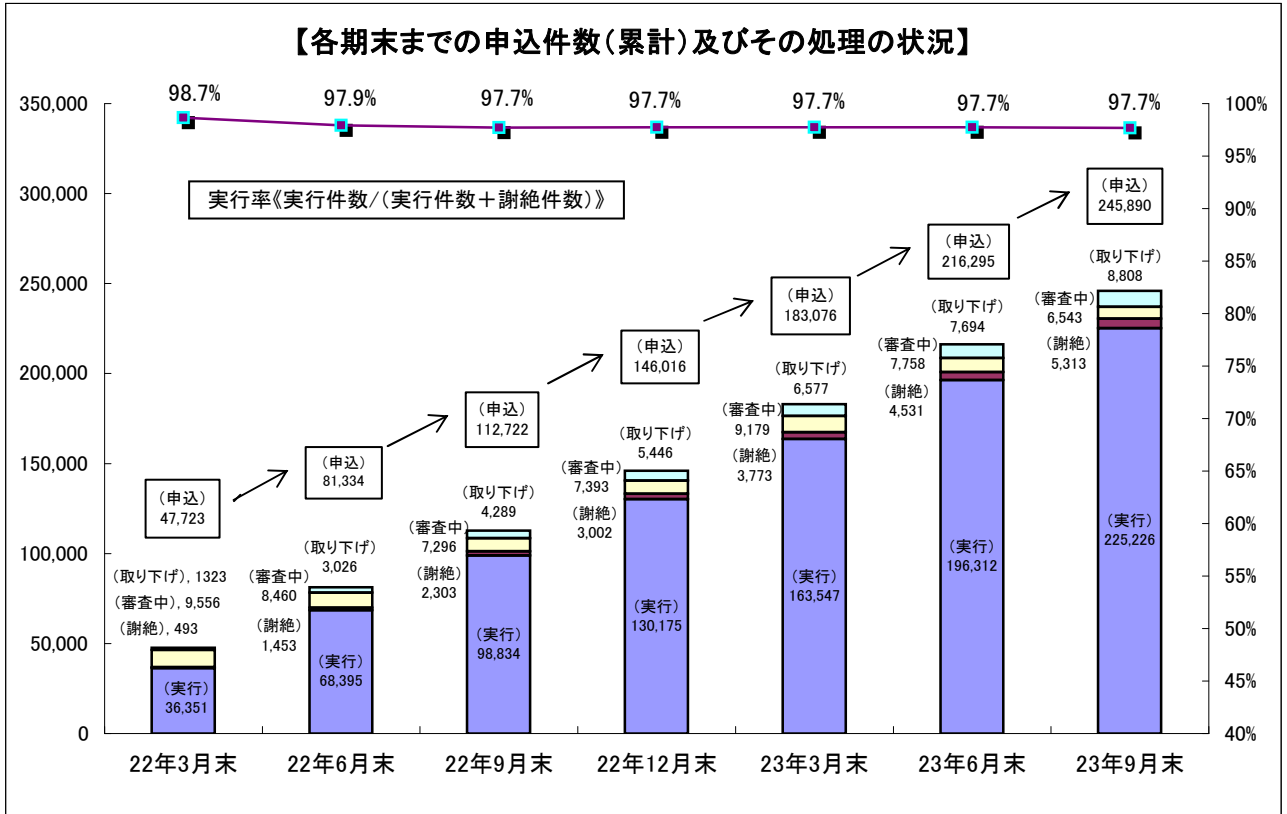
債務者が住宅資金借入者である場合における貸付条件の変更等の状況は、下表のとおりです。全業態の合計では、実行率①が92.4%、実行率②が82.4%となっています。

上段は件数、下段()内は金額(単位:億円)

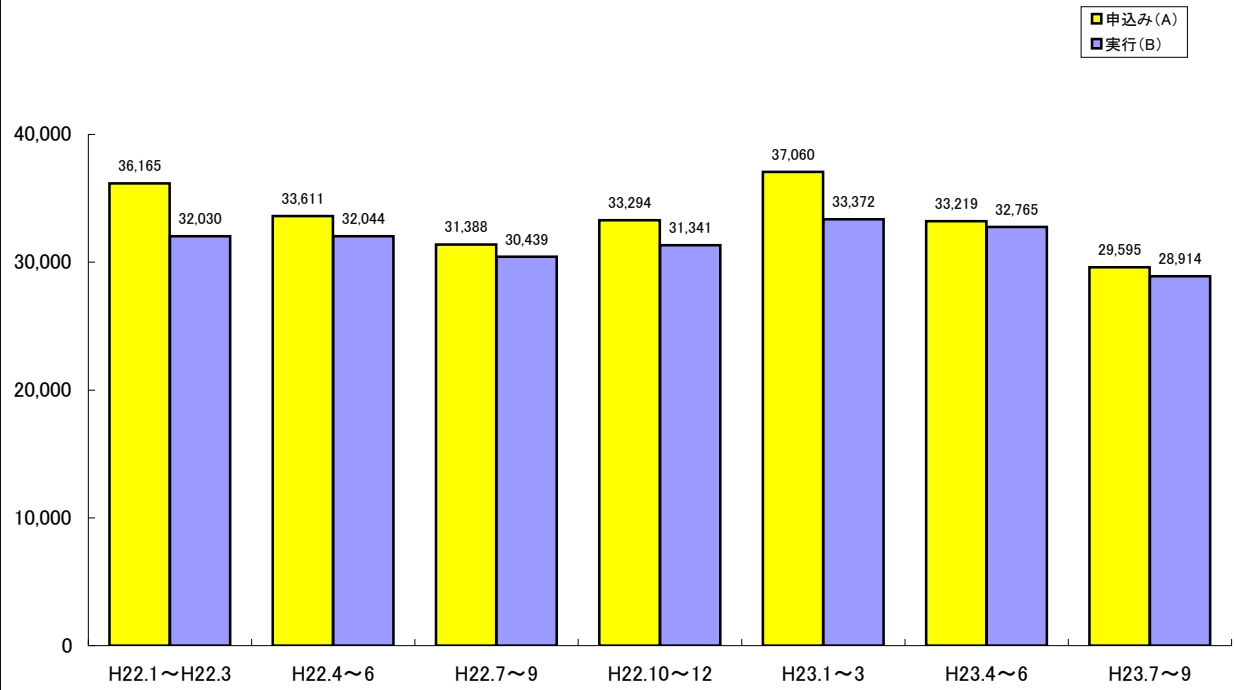
	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]	実行率② (B)/(A)
地域銀行(4)	2,232 (435)	1,746 (341)	185 (38)	79 (16)	222 (38)	90.4%	78.2%
信用金庫(23)	7,354 (1,459)	6,150 (1,237)	376 (71)	194 (35)	634 (114)	94.2%	83.6%
信用組合(21)	1,440 (332)	1,283 (296)	42 (9)	53 (13)	62 (12)	96.8%	89.1%
労働金庫(1)	2,034 (310)	1,578 (240)	281 (42)	66 (11)	109 (16)	84.9%	77.6%
信農連・信漁連(2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
合計(51)	13,060 (2,537)	10,757 (2,116)	884 (161)	392 (77)	1,027 (181)	92.4%	82.4%

3. ① 都内地域金融機関等における円滑化法の施行状況（中小企業向け）

各月末までの申込み件数(累計)及びその処理状況の推移は、下の棒グラフのとおりです。また、審査中・取下げを除いた実行率(実行件数/[実行件数+謝絶件数])の推移は、下の折れ線グラフのとおりです。

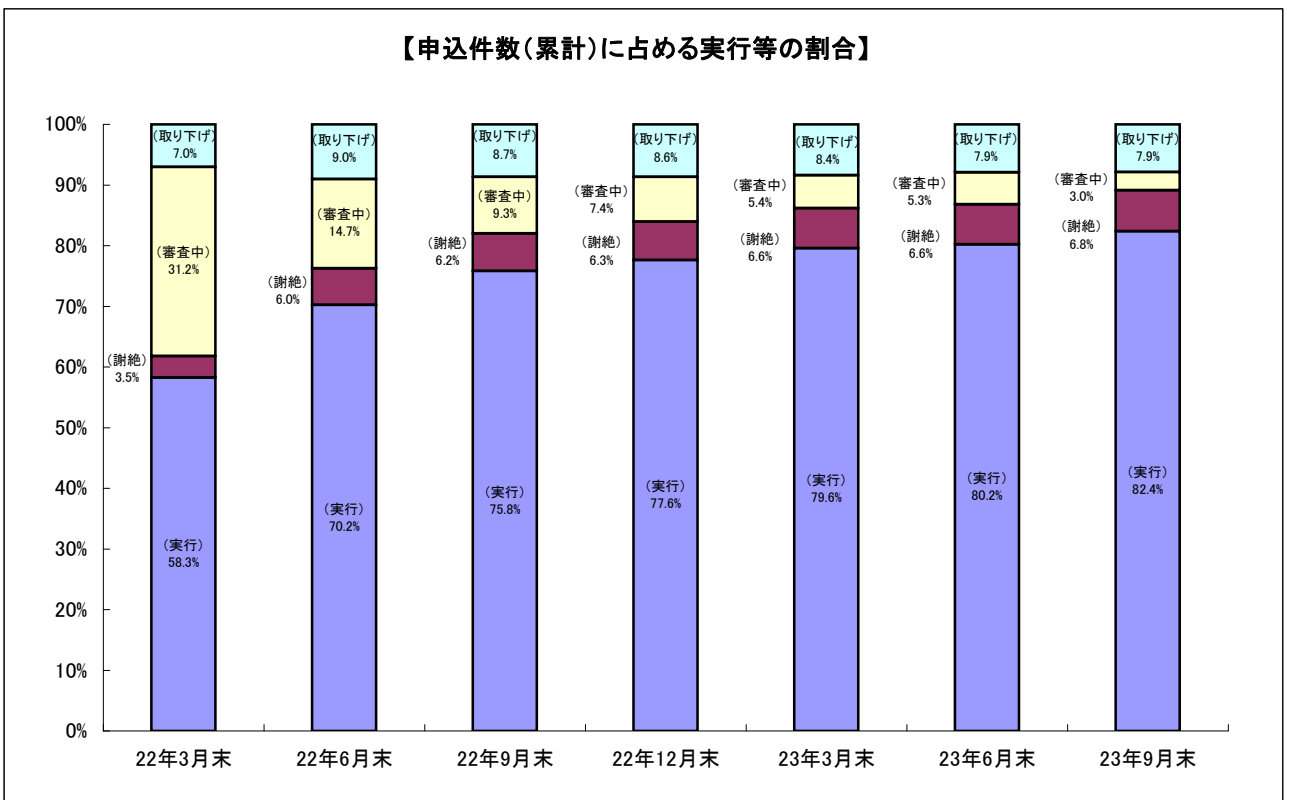
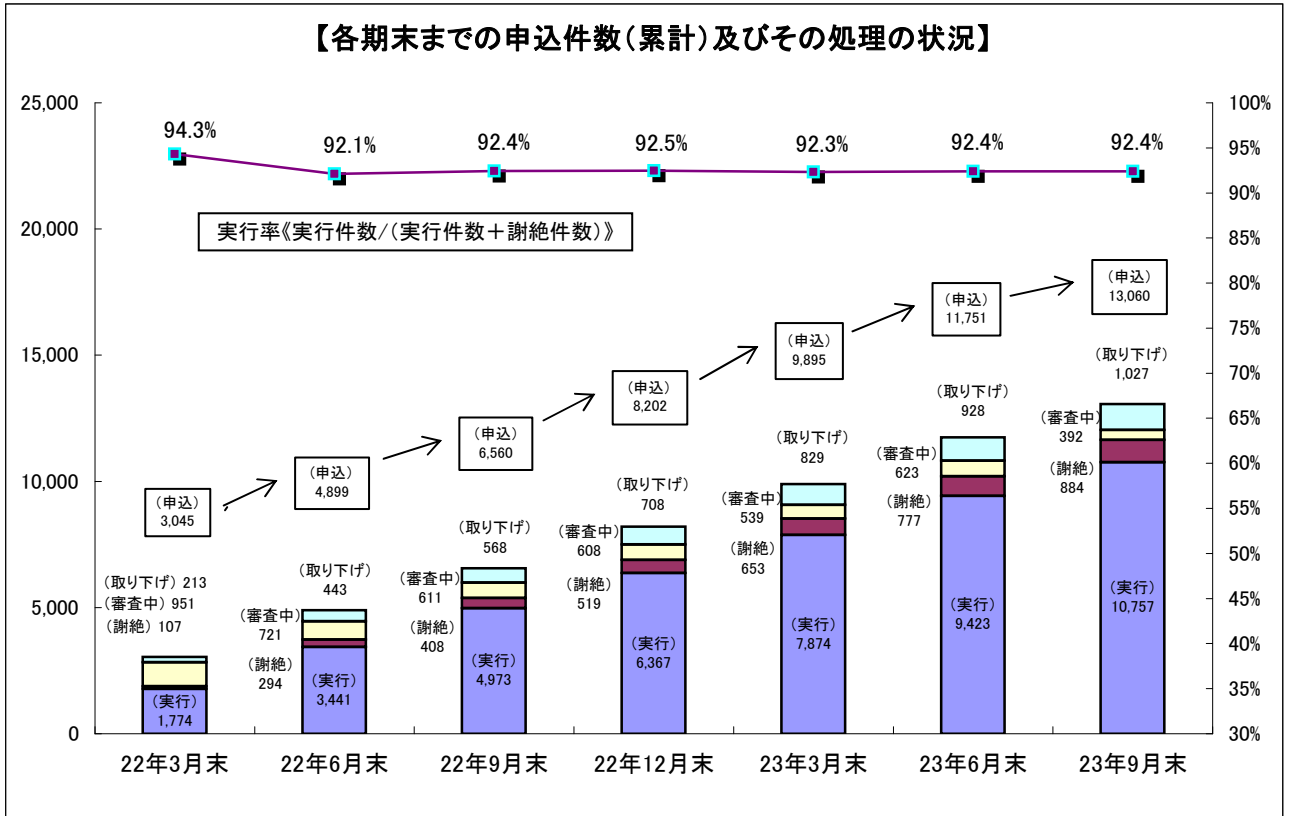


【各期間の貸付条件変更の申込件数等の推移】

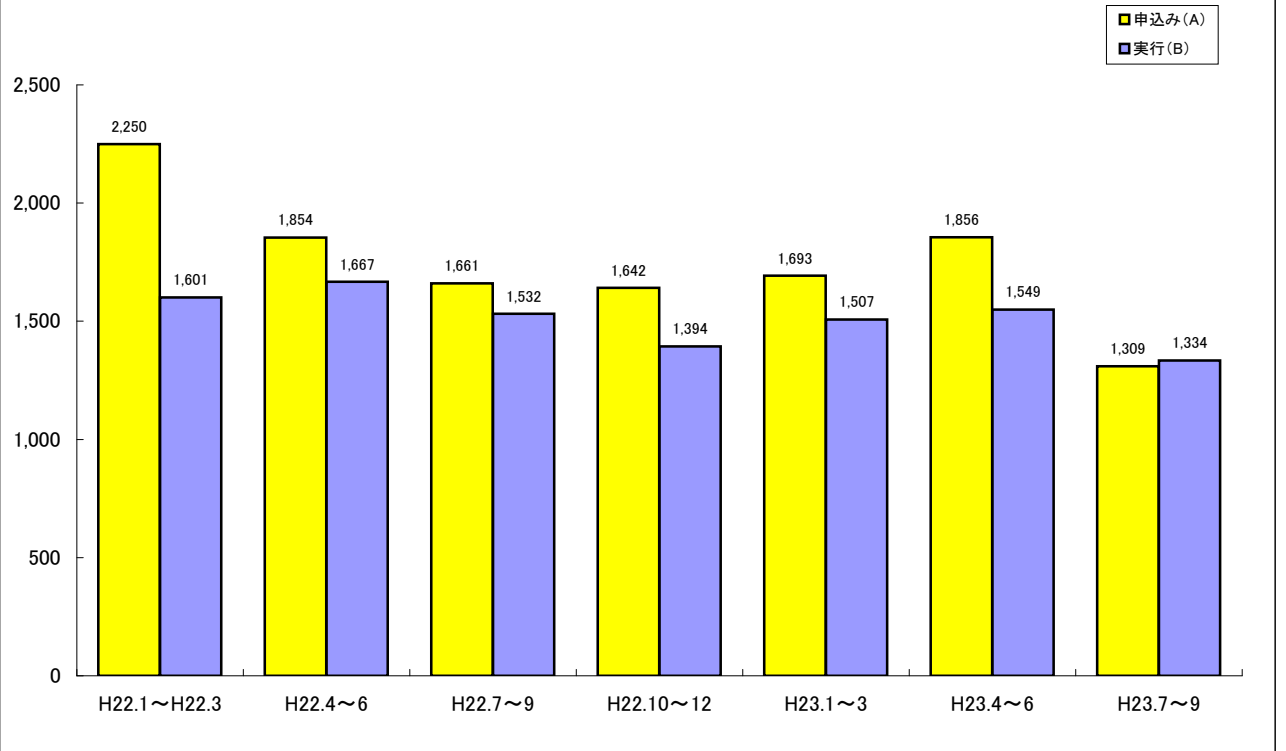


3. ② 都内地域金融機関等における円滑化法の施行状況（住宅ローン向け）

各月末までの申込み件数(累計)及びその処理状況の推移は、下の棒グラフのとおりです。また、審査中・取下げを除いた実行率(実行件数/[実行件数+謝絶件数])の推移は、下の折れ線グラフのとおりです。



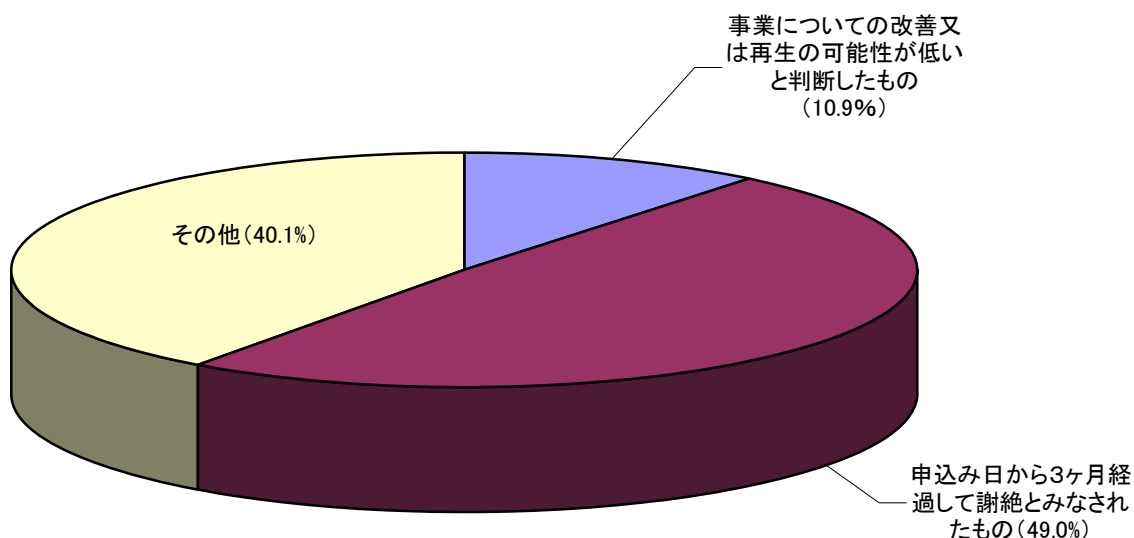
【各期間の貸付条件変更の申込件数等の推移】



4. 金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する理由

金融機関が貸付条件の変更等を謝絶する際の理由は、下の円グラフのとおりです。債務者が中小企業者である場合及び債務者が住宅資金借入者である場合の双方において、「申込み日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」が多数を占めています。

【債務者が中小企業者である場合】



【債務者が住宅資金借入者である場合】

